

令和7年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加申請書提出要領

令和7年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加の申請受付を下記の要領により行う。なお、本申請の受付については「八尾市地域貢献精通型指名競争入札試行要綱（令和6年4月1日施行）」（以下「要綱」という。）の内容に基づき取り扱うので、要綱の内容をよく理解したうえで申請すること。

記

1. 受付対象者及び受付対象業種

（1）受付対象者

八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請（工事）（令和7年度受付）において、市内業者として「土木一式工事」又は「舗装工事」を申請している者。

なお、市内業者とは、次のすべての条件を満たすものをいう。

ア 法人にあっては、八尾市内に登記簿上の本店があるもの。個人にあっては、八尾市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所を有しているもの。

イ 建設業許可において、主たる営業所の所在地又は住所が八尾市内であること。

ウ 八尾市に法人市民税又は住民税の納税義務のあるもの。

（2）受付対象業種

「土木一式工事」及び「舗装工事」

※令和7年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加の申請は「土木一式工事」及び「舗装工事」を一括して取り扱うものであるが、いずれかの業種でのみ登録している者については、当該登録業種のみを指名対象とする。

2. 受付期間

令和6年11月7日（木）から令和6年12月20日（金）まで **当日消印有効**

3. 申請方法

上記に掲げる受付期間内に、[6. 提出書類]の必要書類を契約検査課契約係（工事担当）に郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。なお、封筒の表面（宛名面）には宛先シートを貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

また、八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請等（令和7年度受付）の提出書類と併せて送付することは可とする（封筒の中で混ざらないよう分けておくこと。）。

■提出先■

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）

※必ず受付期間内に提出すること。

※窓口直接持参しないこと。

4. 問合せ先

「八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）」

TEL：（直通）０７２－９２４－３８３４

（平日８時４５分から１２時００分まで、１２時４５分から１７時１５分まで）

FAX：０７２－９９６－１９９３

e-mail：shinseik89faq@city.yao.osaka.jp

5. 有効期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

6. 提出書類

「○＝必ず提出」、「▲＝該当者のみ提出」

No.	提出書類	様式		提出	参照
-	宛先シート	指定様式	-	○	P 2
-	提出書類チェックリスト		-	○	
1	令和7年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加申請書	地域様式1	原本	○	
2	経営事項審査時に提出する建設機械の保有状況一覧表の写し		写し可	▲	
3	会社事務所所在期間報告書	地域様式2	原本	▲	P 3
4	申請書受領確認書（返信用はがき）	地域様式3	-	▲	

7. 提出書類作成上の注意事項

○ 宛先シート

封筒の表面に貼付すること。なお、貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

○ 提出書類チェックリスト

提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。

No.1 「令和７年度八尾市地域貢献精通型指名競争入札参加申請書」

ア 申請者は、代表者であること。

イ 印鑑は、代表者の実印を押印すること。

※ 八尾市水道局との防災に関する協定については、大阪府水道企業団への水道事業の統合に伴い、申告内容の対象外となります。

No.2 「経営事項審査時に提出する建設機械の保有状況一覧表の写し」

※建設機械保有状況を確認するもの。

資格申請時に提出を求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果

通知書)の審査基準日と同様のもので、経営事項審査時に提出した建設機械の保有状況一覧表の写しを提出すること。

№.3 「会社事務所所在期間報告書」

※会社事務所所在期間を確認するもの。

なお、同中学校区内での所在地の変更(移転)は、所在期間として加算する。

№.4 「申請書受領確認書(返信用はがき)」

はがき表面(宛名面)には商号又は名称及び所在地を記入の上、85 円分の切手を貼り付け、はがき裏面には別紙内容を必ず転写、又は、貼り付けて提出のこと。

なお、宛名は行政書士等のものでも可とするが、その際は申請者名(商号又は名称)が分かるように記載すること。

8. 申請にあたっての注意事項

- (1) 八尾市地域貢献精通型指名競争入札の評価項目の1つである「八尾市防災協力事業所認定制度等への登録等について」の手続きについて不明な点は、八尾市危機管理課危機管理係に問い合わせをすること。なお、八尾市以外の防災に関する協定等は対象とならないことに注意すること。

問合せ先

「八尾市 危機管理課 危機管理係 計画運用担当」

T E L : 0 7 2 - 9 2 4 - 3 9 5 3 (直通)

- (2) 受付期間後は、いかなる理由があっても受付しないので注意すること。

9. その他の注意事項

- (1) 資格審査について

ア 資格審査に際し、問い合わせや別途資料の提出を求めることがある。そのため、申請書の担当者欄には本申請に係る問い合わせ等に対応できる者を記入すること。

イ 提出書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備がある場合は、失格となることがあるので注意すること。

ウ 八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請(工事)(令和7年度受付)の資格審査において失格となった場合は、本審査においても失格となる。

- (2) 審査結果について

当該入札参加資格を有しない者については、その理由を付して別に通知する。

- (3) 提出書類等について

審査の結果に関わらず、提出された書類は一切返却しない。

- (4) その他について

ア 八尾市地域貢献精通型指名競争入札は電子入札システムで実施するため、電子認証カード(ＩＣカード)を本市の電子入札システムに登録していない場合(ＩＣカードの有効期限切れも含む。)は指名の対象にならない。

イ 電子入札システムにおいて指名の通知後、入札及び辞退のいずれの処理も行わなかった業

者は、地域貢献精通型指名競争入札に参加する意思がないものと判断し、当該年度の指名は行わない。

ウ 八尾市地域貢献精通型指名競争入札の指名連絡は電子メールで行う。このため、八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請（工事）における「八尾市業者登録受付システム」の手続きの際には必ずメールアドレスの登録を行うこと。また、年度途中で当該メールアドレスを変更する場合は、速やかに変更届を提出すること。

以上